

2006年10月13日

「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に対するコメント

私たちビジネス ソフトウェア アライアンス (BSA) は、2006年9月22日に発表された知的財産戦略推進本部の「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に対する意見募集に関して、コメントする機会を与えていただき感謝しております。

BSA のメンバー企業は、特許、商標及び著作権等の知的財産に関連する事項の進展に大きな利害関係があります。BSA は、25社を超えるソフトウェア及びコンピューター企業を代表する団体であり、これらの企業は、継続する研究開発投資を支援し、かつ日本国内その他の地域における自社イノベーションを保護する、確固たる知財制度に依存しています。この点で、BSA の利害は、同様に自社の投資保護のために知財制度を必要としている、成功を取めた多数の日本のハイテク企業と大いに一致するものです。

私たちは、この最新の意見募集において、日本国政府が日本国内における知的創造サイクルの強化及び推進に向けてより踏み込んだ姿勢を示していることに注目いたします。知的創造サイクルの強化及び推進が重要な目標であることは私たちも同感で、その理由は将来の情報経済及び技術経済が継続的な新規イノベーションその他の知的創造に依存するところが大きいというものです。そのため、知的財産戦略推進本部が、日本が注力すべき中心的領域として個別的に取り組まれていることを高く評価いたします。以下、意見募集文書で強調されていたいくつかの項目について、私たちの見解を述べさせていただきます。

特許審査における進歩性の判断基準の統一(7 ページ)

私たちは、意見募集書において、事例研究及び実態調査を踏まえた上で特許審査における進歩性の要件を明確にするよう、日本国特許庁に対する提言がなされていることに着目しました。この検討は速やかに行う必要があります。この点に関して、私たちは、対処すべき問題の性質及びその定義並びに提唱される変更点がこの問題にどのように対処するのか、更に情報を得られるよう要望します。しかる後に、私たちとしても、これまでの経験及び世界の他の地域からの情報に基づき、意見及び提案をさらに申し述べることができるでしょう。

条約構想の実現に向けた議論の加速(9 ページ)

私たちは、日本が「模造品及び海賊版拡散防止条約」構想の推進を望んでいるものと理解しています。原則として、私たちはこのような一連の働きかけを支持します。その過程において、全世界での模造品による挑戦的行為に対して国際的関心(各国政府及び業界の両方)

を惹きつけること、及び各国政府が相互の連絡体制を確立し、模造品による挑戦的行為及びこの問題に対処する困難について認識を高めるべくいっそう緊密に協力できるよう、しかるべき基盤を提供することが有益と考えます。

インターネットオークションに関する法制度の検討(10 ページ)

私たちは、インターネットオークションにより生じる海賊版とかかる権利侵害への対応が必要であるという点が確認されたことを高く評価しています。私たちは、米国著作権法 (“Digital Millennium Copyright Act”) の規定に類する、notice & take-down 制度の採用に向けた動きを支持します。多数の裁判管轄地域における私たちの経験からも、権利保有者が不正使用から知的財産を保護するために独自の対策を講ずる上で、効果的な notice & take-down 制度が簡便かつ低コストの方式であることが示されています。また、この制度は、業務運営に関して一層の責務をオークション・サイトに負わせることを推奨するものでもあります。

さらに、違法な P2P サービス等の技術の使用に基づくインターネット上の他の侵害行為への対応についても検討されるべきです。私たちは、技術自体ではなく違法な行為に焦点が置かれることを要望します。BSA メンバー企業は、著作権保護及び技術進歩のいずれに関しても切実な利害関係があります。私たちは、メンバー企業のソフトウェアその他の技術製品に対して強力な著作権保護が与えられることを必要としつつ支持する一方で、間接的な著作権侵害に関する規則が技術革新及び製品開発を制限することのないように希望します(例えば、製品の製造及び頒布において、当該製品について実質的に侵害に相当しない使用が可能であれば、寄与侵害を構成するものとみなされるべきではない)。意見募集文書に正しく記述されているとおり、海賊版の広告行為そのものが検討対象とされるべきです。

消費者の意識改革に向けた取組の強化(10 ページ)

私たちは、模造品に関する消費者の意識改革が不可欠であり、このような意識改革が消費者のより幅広い啓発を目標とする一層の措置及び行動を支えることにもなる、という意見募集文書の評価に賛同いたします。私たちは、ソフトウェア及び技術の安全かつ適法な使用を推進するためのメッセージ策定及びキャンペーン開始に関して、喜んで日本国関係省庁のお手伝いさせていただきたいと考えております。

また、私たちは、模造品及び海賊版の個人輸入及び個人所有を禁止する法の制定を検討するという、意見募集文書中の提案に賛同いたします。

イノベーション促進のための知財活用(13 ページ)

私たちは、経済産業省が、ソフトウェアにおける特許権の権利行使が競争法及び競争政策

の濫用とみなされうる事案を検討していることに注目いたします。この際、経済産業省の提言の範囲及びその影響力の可能性に関する私たちの懸念をここで再び述べさせていただきます。

私たちは、ソフトウェア関連の特許のみに適用されるものとして特許保護の制限または例外が法に定められることは望ましくないと考えます。このような変更により、ソフトウェア関連特許の保有者が侵害者に対して権利を執行することを妨げられる等、予期せぬ有害な結果をもたらされるのではないかと懸念しております。さらには、日本の IT 部門及び世界における競争力に害悪をもたらし、特許規則に関する国際協調を推進する日本の取組を弱体化させ、WTO に基づく日本の義務に違反させることにもなり得ます。私たちは、この領域で新しい規則が必要であるとは考えておらず、したがって、この点に関して知財政策及び競争政策の全般的措置の変更が必要であるとは考えておりません。

参考として、詳しい論点については、先に経済産業省が行った「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則（案）」の表題で意見募集されたものに対して BSA が提出したコメントを添付いたします。